

第 5 章 雑則

（行為の許可）

第 25 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に定める図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

（1） 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

（2） 物件の配置及び構造を表示した図書

（許可を要しない軽微な変更）

第 26 条 法第 24 条第 1 項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が、当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用）

第 27 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市長は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

（1） 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

（2） 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件

（3） 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件

（4） 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 前項の占用料の額及び徴収方法は、上尾市道路占用料徴収条例（昭和37年上尾市条例第16号）の例による。

（原状回復）

第28条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

（使用料等の減免）

第29条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

（準用規定）

第29条の2 第25条から第28条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第25条、第26条及び第27条第1項中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

（平25条例20・追加）

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。